

木島平村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月15日

木島平村長

木島平村議会議長

木島平村教育委員会

木島平村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、木島平村長、木島平村議会議長、木島平村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、木島平村事業主行動計画推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、村長部局、村議会事務局、教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、村長部局、村議会事務局、教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 村長部局、村議会事務局、教育委員会事務局 共通目標

- ① 平成 33 年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成 26 年度の実績 (35%) より 1 割以上引き上げ、45%以上にする。
- ② 平成 33 年度までに、採用者の女性割合を、平成 26 年度の実績 (0%) より 20%以上引き上げ、2 割以上にする。
- ③ 平成 33 年度までに、係長相当職以上の女性職員の割合を、平成 26 年度の実績 (20%) の 1 割増の 30%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、村長部局、村議会事務局、教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 村長部局、村議会事務局、教育委員会事務局 共通取組

- ① 平成 28 年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
- ② 平成 28 年度より、仕事と子育てに励む女性職員の声の紹介などにより、女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページ等で広報する。
- ③ 平成 28 年度より、出産を控えている全ての男女に対し、管理職員（又は人事担当部局）による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇等）の活用促進やキャリアプランに関する助言を行う。
- ④ 平成 28 年度より、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。
- ⑤ 平成 28 年度より、女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置する。
- ⑥ 平成 28 年度より、係長・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に

置いた人材育成を行う。

- ⑦ 平成 28 年度より、女性職員のみを対象とする研修や外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）への派遣を行う。